

## 後期高齢者医療制度の概要

区分	高齢者の医療の確保に関する法律（医療等）															
実施主体	後期高齢者医療広域連合（自治事務）															
被保険者	① 75歳以上 ② 65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にあると認定された人															
住所要件	当該後期高齢者医療広域連合の区域内に居住地を有すること															
一部負担金	<p>一般 定率1割負担            ※うち、一定の所得がある方 定率2割負担 (R4.10.1～)            現役並み所得者 定率3割負担</p> <p><b>【外来自己負担限度額】</b></p> <p>現役並み所得者</p> <table> <tr> <td>III（課税所得 690万円以上）</td> <td>252,600円 + (医療費-842,000) × 1%</td> </tr> <tr> <td>II（課税所得 380万円以上）</td> <td>167,400円 + (医療費-558,000) × 1%</td> </tr> <tr> <td>I（課税所得 145万円以上）</td> <td>80,100円 + (医療費-267,000) × 1%</td> </tr> </table> <p>一般II（課税所得 145万円未満）</p> <table> <tr> <td>18,000円 又は 6,000円 + (医療費-30,000円) × 10% のどちらか低い額</td> <td></td> </tr> </table> <p>一般I（他の区分に該当しない方） 18,000円</p> <p>住民税非課税（区分II） 8,000円</p> <p>住民税非課税（区分I） 8,000円</p> <p><b>【世帯自己負担限度】</b></p> <p>現役並み所得者 外来自己負担限度額と同額</p> <table> <tr> <td>一般（課税所得 145万円未満）</td> <td>57,600円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税（区分II）</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税（区分I）</td> <td>15,000円</td> </tr> </table>	III（課税所得 690万円以上）	252,600円 + (医療費-842,000) × 1%	II（課税所得 380万円以上）	167,400円 + (医療費-558,000) × 1%	I（課税所得 145万円以上）	80,100円 + (医療費-267,000) × 1%	18,000円 又は 6,000円 + (医療費-30,000円) × 10% のどちらか低い額		一般（課税所得 145万円未満）	57,600円	住民税非課税（区分II）	24,600円	住民税非課税（区分I）	15,000円	
III（課税所得 690万円以上）	252,600円 + (医療費-842,000) × 1%															
II（課税所得 380万円以上）	167,400円 + (医療費-558,000) × 1%															
I（課税所得 145万円以上）	80,100円 + (医療費-267,000) × 1%															
18,000円 又は 6,000円 + (医療費-30,000円) × 10% のどちらか低い額																
一般（課税所得 145万円未満）	57,600円															
住民税非課税（区分II）	24,600円															
住民税非課税（区分I）	15,000円															
食事・生活療養に係る標準負担額	<p>食事療養標準負担額 食費            現役並み所得者・一般 1食 460円</p> <p>低所得者I、IIのいずれにも該当しない指定難病患者 1食 260円</p> <p>低所得者II（90日までの入院） 1食 210円</p> <p>低所得者II（過去12ヶ月間で90日以上の入院） 1食 160円</p> <p>低所得者I 1食 100円</p> <p>生活療養標準負担額 食費 居住費            現役並み所得者・一般 1食 460円（※） 1日 370円</p> <p>低所得者II 1食 210円 1日 370円</p> <p>低所得者I 1食 130円 1日 370円</p> <p>低所得者I（老齢福祉年金受給者） 1食 100円 1日 0円</p>															
※入院時生活療養（I）を算定する保険医療機関か（II）を算定する保険医療機関かで負担額が異なる。 入院時生活療養（I） 1食 460円、入院時生活療養（II） 1食 420円																

高額医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者の外来の一部負担金等合算額が、外来自己負担限度額を超えた場合に請求により高額療養費として後から支給される。(個人単位)</li> <li>被保険者の一部負担金等世帯合算額が世帯の限度額を超えた場合に、超えた分が高額療養費として後から支給される。</li> <li>入院により自己負担限度額を超えた分及び外来で同一月、同一医療機関等において自己負担限度額を超えた分は現物給付される。</li> </ul>				
負担割合	高齢者の 保険料	現役世代の支援 (後期高齢者支援金)	公費(約5割)		
	約1割	約4割	国(調整交付金)	国	県
制度開始時期	平成20年4月1日				

## 後期高齢者医療制度の沿革

	平成20年度～					
主要事項	<p>○高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度を平成20年4月から施行。(高齢者の医療の確保に関する法律)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者は都道府県単位の広域連合</li> <li>・都道府県単位で均一の保険料率設定</li> <li>・保険料の徴収は原則として特別徴収(年金天引き)(H20.7.25の施行令改正により、一定の条件を満たし市町村が認めた場合、口座振替による納付が可能)</li> <li>・費用負担の仕組み・・高齢者の保険料1割、若年世代の支援金4割、公費5割(国4:都道府県1:市町村1)</li> </ul>					
<p>○一部負担金:一般 定率1割負担          ※うち、一定の所得がある方 定率2割負担 (R4.10.1～)          現役並み所得者 定率3割負担          現役並み所得者:本人と同一世帯の被保険者の課税所得145万円以上          (収入の額が520万円(単身世帯で383万円)未満の基準収入額適用申請があれば一般)</p>						
<p>○高額医療費支給制度 以下の額を超える分を高額医療費として支給</p>						
一部負担金等		自己負担限度額 (すべての自己負担額を世帯で合算)				
一般	外来(個人ごと)					
市町村民 税非課税	区分II  区分I	II 18,000円又は6,000円+ (医療費-30,000) × 10%の どちらか低い額 I 18,000円	57,600円  ※多数回該当の場合は、 44,400円			
現役並み所得者	8,000円	24,600円  15,000円				
	平成30年7月まで 57,600円	平成30年7月まで 80,100円 +(医療費-267,000) × 1%				
	平成30年8月から III (課税所得690万円以上)	252,600円 +(医療費-842,000) × 1%	※多数回該当の場合は、140,100円			
	II (課税所得380万円以上)	167,400円 +(医療費-558,000) × 1%	※多数回該当の場合は、93,000円			
	I (課税所得145万円以上)	80,100円 +(医療費-267,000) × 1%	※多数回該当の場合は、44,400円			

保 険 料 軽 減 等	平成 20 年度における保険料軽減(特別対策を含む)				
	○均等割の軽減(平成 20 年度)				
		同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合		
	均等割	33 万円以下	8.5割		
		33 万円 + 24.5 万円 × 世帯主を除く被保険者数	5割		
		33 万円 + 35 万円 × 被保険者の数	2割		
	○所得割の軽減・・・負担する者のうち基礎控除後の総所得金額が 58 万円以下の方は 5 割軽減				
	○被用者保険の被扶養者であった方にかかる軽減				
	・平成 20 年 4 月から 9 月まで無料、平成 20 年 10 月から均等割を 9 割軽減				
	・所得割は課さない				
平成 21 年度以降における保険料軽減は、平成 20 年度の対策に加え、均等割 9 割軽減を追加。					
○均等割の軽減 (平成 30 年度)					
	同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合			
均等割	33 万円以下かつ被保険者全員の年金収入が 80 万円以下 (その他の各種所得なし)	9割			
	33 万円以下	8.5割			
	33 万円 + 28 万円 × 被保険者数	5割			
	33 万円 + 50 万円 × 被保険者数	2割			
2 年間とされていた被用者保険の被扶養者であった方にかかる軽減を当面継続(平成 22 年度～)					
○均等割の軽減 (令和元年度)					
	同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合			
均等割	33 万円以下かつ被保険者全員の年金収入が 80 万円以下 (その他の各種所得なし)	8割 ※1			
	33 万円以下	8.5割 ※2			
	33 万円 + 28 万円 × 被保険者数	5割			
	33 万円 + 51 万円 × 被保険者数	2割			
※1 令和元年 10 月から 7 割軽減 (本則に戻す)					
※2 令和元年 10 月から 7 割軽減 (本則に戻す)。ただし、8.5 割との差を特例的に補填。					
○均等割の軽減 (令和 2 年度)					
	同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合			
均等割	33 万円以下かつ被保険者全員の年金収入が 80 万円以下 (その他の各種所得なし)	7割			
	33 万円以下	7.75割			
	33 万円 + 28.5 万円 × 被保険者数	5割			
	33 万円 + 52 万円 × 被保険者数	2割			
※当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた人については、高齢者特別控除（総所得金額等から 15 万円を控除）を適用。					

○均等割の軽減（令和3～4年度）

	同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合
均等割	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下	7割
	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+28.5万円 ×被保険者数 以下	5割
	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+52万円 ×被保険者数 以下	2割

○均等割の軽減（令和5年度）

	同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合
均等割	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下	7割
	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29万円 ×被保険者数 以下	5割
	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+53.5万円 ×被保険者数 以下	2割